

迷惑行為防止条例が一部改正されました

～社会環境の変化に応じて悪質な迷惑行為を規制対象に追加～

平成29年12月1日施行



～ 主な改正点 ～

第12条「嫌がらせ行為の禁止」において、新たに

- 住居等の付近をみだりにうろつく行為
著しく不安を覚えさせるような方法により、特定の者の住居等の周りをみだりに歩き回ったり、行ったり来たりする行為
- SNSのメッセージ連続送信、ブログ等への連続書き込み
相手から拒まれたにもかかわらず、SNSを用いたメッセージの連続送信やブログ・SNS等の個人ページへの連続した書き込みが嫌がらせ行為として追加規制されました。



条例第12条では…

「正当な理由」がなく、「特定の者」に対し、「嫌がらせ行為」を「反復して」はならないと規定しており、「嫌がらせ行為」には以下8類型があります。

- ① つきまとい、待ち伏せ、立ちふさがり、住居等の付近での見張り、押し掛け、うろつき
- ② 行動を監視していると思わせるような事項の告知
- ③ 面会、その他の義務なき行為の要求
- ④ 著しく粗野又は乱暴な言動
- ⑤ 無言電話、拒まれたにもかかわらず、連続して電話をかけたり、ファックスや電子メールの送信、SNS・ブログ等への送信・書き込み
- ⑥ 汚物、動物の死体などの著しく不快・嫌悪の情を催させるような物の送付
- ⑦ 名誉を害する事項の告知
- ⑧ 性的羞恥心を害する事項の告知、性的羞恥心を害する文書・写真等の送付

※ 下線部が追加された行為です。

【罰則】 違反すると、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金
(常習の場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

Q 「反復して」とは、何回以上することなの？

A 2回以上の嫌がらせ行為を繰り返すことを意味しますが、どのような場合に該当するのかは、個々具体的事案ごとに判断されます。

Q 「拒まれたにもかかわらず」とは、どのような意味なの？

A 被迷惑者が嫌がらせ行為をしてくる相手に対して、電話連絡、ファックスや電子メールの送信及びSNS・ブログ等へのメッセージ送信、書き込みを止めるよう意思表示を行うことです。

詳しくは、最寄りの警察署または警察本部県民安全対策課まで
県警HPはこちら ▶ <http://www.police.pref.miyagi.jp/>

宮城県警察
miyagi prefectural police